

本人確認書類として医療券等を用いる際の留意事項等について（１）

医療券、調剤券及び介護券（以下、「医療券等」という。）については、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）における本人確認書類の１つとして用いることが可能となっておりますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）により、公費負担者番号及び受給者番号（以下「受給者番号等」という。）について、保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務の遂行の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和６年３月１日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として受給者番号等の告知を求めることが禁止されます。

今後も、本人確認等のために医療券等の提示を求めることは可能ですが、告知要求制限に抵触しないよう、次ページに記載する点について留意する必要があります。

本人確認書類として自衛官診療証を用いる際の留意事項等について（２）

- ・ 医療券等の提示を受ける場合には、当該医療券等の受給者番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該医療券等の写しをとる際には、当該写しの受給者番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 医療券等の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し受給者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、受給者番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 受給者番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「受給者番号等が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

○本件問合せ先

【総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課】
03-5253-5487